

年金相談センター相談員 尼崎 統久

国民年金保険料を一括納付した後で、就職決定。 還付してもらえるの？ どこへ手続きするの？

就職が決定し会社に入社すると、入社した日から厚生年金保険被保険者の資格を取得します。この場合事業主は、5日以内に、社会保険事務所に「被保険者資格取得届」を提出し確認を受けなければなりません。

厚生年金保険の被保険者となった月から、国民年金の第1号被保険者ではなくなるため、厚生年金保険の資格取得した月から国民年金保険料の納付の必要はありません。

あなたが、一括納付（前納）した国民年金保険料の内、厚生年金保険の資格取得した月及びそれ以降の月分に該当する納付済みの国民年金保険料は還付してもらえます。

それでは国民年金保険料の還付手続きについてですが、還付手続きは社会保険事務所で行います。

厚生年金保険の加入手続きが完了後、厚生年金保険料と国民年金保険料とが二重払い（過誤納）となっている場合は、そのデータに基づき、

社会保険事務所から本人宛に「国民年金保険料還付請求書」の用紙が送られてきます。

送られてきた「国民年金保険料還付請求書」の用紙に必要事項を記入のうえ、社会保険事務所窓口へ提出するか、郵送で返送してください。

ただし、還付を受ける権利は、還付請求すべき旨の通知（保険料過誤納額還付通知書）が届いた日の翌日から起算し2年経過すると、時効により消滅します。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所（高松東、高松西、善通寺）でお尋ねいただくか、香川県社会保険労務士会にもお気軽にご相談ください。

香川県社会保険労務士会

☎087-862-1040

<http://www.kagawa-sr.jp/>